

令和 5 年（2023 年）4 月 2 5 日

報道機関 各位

枚方市

市立中学校で発生したいじめの重大事態に係る再調査の実施について

1 趣旨

令和 5 年（2023 年）3 月 20 日付で枚方市教育委員会（以下「市教委」という。）から受理した「市立中学校で発生したいじめの重大事態（令和 3 年（2021 年）6 月 3 日認知）」について、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 30 条第 2 項に基づき、市教委による調査結果について市長による再調査を行うもの。

2 再調査までの経過

- ・ 事案の発生時期

令和 2 年（2020 年）8 月

- ・ 市教委におけるいじめ重大事態としての認知時期

令和 3 年（2021 年）6 月 3 日

- ・ 市教委から、調査報告書及び被害側の所見を受理

令和 5 年（2023 年）3 月 20 日 ※被害側から再調査実施の要望あり

3 調査報告書に記載された事案の概要（抜粋）

令和 2 年（2020 年）8 月から部活動内で被害生徒（当時 1 年生）が、同部に所属する部員から嫌なことを言われたり、練習中に仲間外れにされるなどのいじめを受けていたとの訴えがありました。その後被害生徒は一時登校ができなくなりましたが、年度の替わった令和 3 年（2021 年）4 月からは登校できるようになりました。

しかし、その後の被害生徒の部活動復帰に向けた関係生徒との話し合いの中で被害生徒が傷心し、再び登校することができなくなり、被害生徒保護者は、学校の対応にも不満を持ち、市教委へ相談しました。市教委は、被害生徒が心身に重大な被害を受けていること及び学校からの報告を受けて、令和 3 年（2021 年）6 月 3 日、本事案を法に規定されている重大事態として認知しました。

なお、被害生徒は、令和 3 年（2021 年）6 月 22 日に a 中学校から他校へ転校しています。

4 再調査の実施

市教委が作成した報告書を確認した結果、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」に照らし、再調査を行う必要があると認められるため、再調査を実施する。

<裏面へ続く>

(実施理由)

いじめの調査組織は、客観的に事実認定を行うことが求められる。本事案の調査実施にあたっては、専門家（臨床心理士及びスクールロイヤー）に相談等を行い、第三者機関である附属機関「枚方市学校いじめ対策審議会」の委員の指導・助言はあるものの、調査自体を市教委の指導主事等が実施している。

調査対象となる市教委自らが調査を実施したことは、客観性の観点から疑義があると考え、再調査を実施するもの。

5 実施機関

市長の附属機関「枚方市いじめ問題再調査委員会」

・委員構成:学識経験を有する者

福祉に関する専門的知識を有する者

臨床心理に関する専門的知識を有する者

(お問い合わせ)市長公室 人権政策室

直通 072-841-1259